川崎市健康リビング対策事業連絡会議設置要綱

（目的及び設置）

第１条　川崎市における健康リビングに係る施策の策定並びにその運用について協議し、健康リビング推進事業をより充実するため、川崎市健康リビング対策事業連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　連絡会議は、次の事項について協議する。

（１）　健康リビングに係る具体的施策の策定並びにその効果的運用。

（２）　その他必要な事項。

（組織）

第３条　連絡会議は、委員１５人以内をもって組織する。

２　連絡会議は、必要に応じて臨時の委員を置くことができる。

（任期）

第４条　委員の任期は、連絡会議設置の日から２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　連絡会議に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

（会議等）

第６条　連絡会議は、会長が招集し会議を総理する。

（事務局）

第７条　連絡会議の事務局を健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当に置く。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成９年７月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。